

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、 練馬区の学校は令和6年度から3点の取組を進めます！



背景

- ・子どもたちに効果的な教育活動を行うためには、教員が健康で生き生きと働くことが大切です。
- ・**子どもたちと向き合うための時間**や、授業の質を高めるための**授業準備の時間を十分に確保**できるよう、学校・教員の役割や働き方を見直し、教員の長時間勤務を早急に改善することが必要です。
- ・令和5年9月、東京都は、教員の働き方に関する保護者・地域の方向けのチラシを作成しました。

現状

- ・教員の勤務時間は**8時15分から16時45分**までです。※1
- ・本区において、国が目標とする**年間の時間外在校時間360時間以内**を達成した教員は、**小学校で33.7%、中学校で27.2%**にとどまっています。
(令和4年度 区調査結果)
- ・**小学校で12.0%、中学校で30.4%**の教員が**年間の時間外在校時間720時間を超えています。**
(令和4年度 区調査結果)

※1 勤務時間は学校（園）によって異なります。

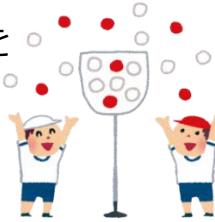
【取組1】応答メッセージ設定時刻の変更

- ・原則、勤務時間終了の16時45分に設定します。（朝は8時頃解除となります）
- ・中学校では、部活動がある場合、全生徒が下校してから30分後（18時30分頃）に設定します。
- ・お子様の交通事故や行方不明の際は、所轄警察署等に直接ご連絡ください。
- ・緊急時は、練馬区役所代表電話までお問い合わせください。TEL (03)3993-1111
※時間帯等によっては、対応できないこともあります。

令和6年2月13日（火）から
3月29日（金）までを試行期間とします。

【取組2】土曜授業日の削減

- ・これまで年間8回第二土曜日に実施していた土曜授業（振替休業なし）が、年間4回になります。
- ・実施する月は、各学校が設定します。
- ・近隣の小中学校や地域との兼ね合いにより、第二土曜日以外の土曜日に実施することもあります。
- ・その他、運動会等の学校行事を土曜日に行なことがあります。



【取組3】通知表の所見の記載の削減

- ・これまで学校ごとに定めていた通知表の所見の記載について、原則年度末の1回とします。（特別支援学級を除く）
- ・1学期および2学期については、個人面談や保護者会等で保護者の皆様やお子様に直接学習や生活の様子をお伝えします。
- ・国語や算数（数学）等、各教科の評価については、引き続き、毎学期通知表の中でお伝えします。



子どもたちの笑顔のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】練馬区教育委員会 教育振興部 教育指導課 電話(03)5984-5759

